

黒田長政「御遺誠・御定則」(元和八年)は偽書である

高木昭作

「史料綜覧」元和八年九月是月に「筑前福岡城主黒田長政、治國ノ要道ヲ書シテ、嗣子忠之等ニ與フ」という條があり、史料として「黒田文書」「筑前福岡黒田家譜」の二点が挙げてある。本稿の目的は、右がまったく架空の事柄であることを確定し、以て現在編纂中の「大日本史料」第十二編から右の條を削除する理由とすることにある。

一

右の條文の根拠となつたと思われる史料は、本所架蔵影写本「黒田文書」(3071・61/6、侯爵黒田長成氏所蔵、大正十五年五月影写并謄写)に収める「御遺誠・御定則」の題簽をもつ一冊及び、「黒田家譜」(本所架蔵謄写本 4175/30)附録の「定則」と題する一冊、である。その内容は、大名たるものの治國の要道を説いた「御遺誠」に相当する部分と、過去十年間の経験に基づいて藩財政収支の費目を示した予算書ともいべき「財用定則」との二つの部分からなり、最後に「右件之條々、堅永く相守可申事肝要也、元和八年戌九月 長政公御書判 右衛門佐(忠之)殿 井上周防殿 小河内蔵允殿 黒田美作殿 桐山丹波殿 栗山大膳亮殿」とあり、形式の上からも、長政から忠之及び五人の家老に与えられた訓誡の形がととのっている。

この「御遺誠・御定則」は、いわゆる大名家訓としては早期に属すること、藩財政の収支が明示されていること、の二つの点で、第二次大戦後の社会経済史・藩政史研究盛行の過程で早くから注目され、すでに宮本又次、伊東多三郎の両氏によって紹介・研究されている。もちろん両氏ともにこの史料が正しいことを前提とした上での紹介・研究であることはいうまでもないが、果してその前提は正しいであろうか。

ところで、右の「御遺誠・御定則」には、右の二本の他に「黒田長政遺言」⁽³⁾と題する別のテキストがある。この本は、「御遺誠・御定則」の他に、長政の死の直前の遺言数点を収めているが、以下の考察は、これらの遺言と「御遺誠・御定則」を対比させながら行う予定であるので、まず「黒田長政遺言」の全体を紹介することから始めたいと思う。

「黒田長政遺言」は、大きく分けて二つの部分から成る。一つは、元和九年八月四日の長政の死の数日前から直前にかけて作製された数通の遺言とそれに関する後年の覚書から成る部分(これをAとする)であり、いま一つは元和八年九月「御遺誠・御定則」(これをBとする)である。

Aは、元来以下のように一紙の裏表に書かれていたようであるので、表にあったものをa、裏にあったものをbとすれば、aの内容は次の如くである。

①「長政公御父子從関東上洛之事」と題する約千五百字の覚書。元和九年秀忠・家光の上洛と前後して江戸を発ち、木曾路廻りで上洛した長政が、八月四日京都で歿し、その遺骸が博多で茶毘に附されるまでを一つ書を交えて簡単に述べたもの。文中、秀忠父子の將軍交替のための上洛を女院即位(寛永六年)のためと史実を誤まった箇所があることとや、甲斐守(長政三男長興、受領は寛永三年)・市正(長政四男高政、受領は長興に同じ)の受領名が出て来ることなどから、この部分の成立が寛永十年頃以降であるのは明らかであろう。

②「覚」と題する二カ條の遺言。内容からみて嗣子忠之に充てたものである。箇條書のあとに「七月廿一日 長政判」とある。

③「遺言覚」と題するやゝ長文の文章。約二千五百字。「元和九年八月

二日 長政判 小河内蔵允どの 栗山大膳どの」と二人の家老に充てた文章で、内容は、関カ原の戦いに於ける孝高・長政の徳川家に対する軍功を述べ、将来もし黒田家が浮沈の機に遭遇した際には、その功を言い立てて改易を免れるよう家老中及びその子孫に言い置いたものである。

④右の「遺言覚」に付された註記と見られるもので、「此一巻は案書也、本書と相違無之候、本書も我等被仰付相調、御自身御判被爲押候、封之印ハ内蔵允・我等両判也、御書我等手ニ有之事、家老中存之儀ニ候間、万一筑前ヨリ不慮ニ御用之節、筋目ヲ以御尋アラバ、名ヲ隠シ如ケ様ノ手次成トモ進上可申也、大膳判 栗山膳助との」とある。右の充名の膳助は、大膳の養子という説があり、文章の全体は、aの成立が寛永十年三月いゆる黒田騒動の幕府裁許で盛岡南部家に預けられた後のものであることを暗示するかのようである。

以上でaは終り、次にa・bの間に『右之裏ニ書付有之写』という註記があるが、これは、この一紙裏表を筆写した人物による註である。そしてbは、次のように続いている。

①「覚 前後不同」とある四ヶ條の簡単な覚書で、遺言の右筆のことなど長政死の直前の事実を記したものである。

②「一、表ニ下書致シ候御遺言ハ別段ニテ、又家老中ニ被下候御暇乞御書御文書」と題する二ヶ條の遺言。末尾に「元和九年八月二日 長政判」とあり、内容も長政に対すると同様に忠之に奉公するよう命じ置いたものである。

③孝高以来の重書の置場所などに関する覚書四カ條。これも、長政の死の直前にその側近にあつて見聞した事柄を伝えたものである。

④「八月朔日御木刀取ヨセラレ、兵法衆中二三人計ニテ暫御密談被成候、其後右衛門佐(忠之)へ御遺言ニ被仰候兵法事別段扣」と題する三ヶ條。内容は「兵法ハ平法也……」と大名の兵法と家士の兵法の區別を説いたもので、末尾に「元和九年八月朔日 御判計」とある。

⑤「又別ニ右衛門様(忠之)エ之御書付」と題して五ヶ條。大名たるものの心得と教養のあり方を述べたもの。これには、日付・署判はない。

以上でbの本文は終り、『右ハ栗山大膳相調候御遺言ノ裏ニ書付有之候ヲ写之者也』との註記が付されているが、これも一紙裏表筆写者の記したものであろう。

次にBは、本稿冒頭で要約したように、

①治国の要道を記した遺誡十カ條、約四千字。

②財用定則。なお末尾に約六百字の訓誡がさらに附されている。

の二つの部分からなり、最後に前記の日付・充書等が記されているのである。

以上の簡単な紹介で、史料の形式としてはA・Bが相互に独立していることは明らかである。つまりAが正しくBが偽であり、またその逆もあり得るのであるが、すでに貝原益軒もその著「黒田家譜」に於いて、そのことを暗示しているのである。

「黒田家譜」は、長政没後約五〇年の寛文十一年から貞享四年にかけて、藩命によって撰ばれた如水・長政の伝記であるが、益軒自身が「凡此書に記す所は、旧記と旧聞にしたかひて実事のみ記し、更に一事も私の作意を以て偽かされる説をなさず、又一事も聞見す事なき無藝とを記さず、おそらくは実録とすへし」と自負しているように、一種の実証主義的態度によって書かれており、事実この執筆期間中には藩による領内の古文書調査が行なわれているのである。その「黒田家譜」に於いて、Aに含まれる遺言・覚書は、a④などその伝来に関する註記を除いて、すべてが史料として採用されているのである。このことは、これらが長政の死後五〇年の頃にはすでに成立し、かつ眞実に基づくものと信じられていたことを示しているであろう。

これに対して、Bは「家譜」においては長政の史料として一切採用されていない。そればかりかB①は「或時如水、長政家中の士の出仕日に

表に出給ひ……直にのたまひけるは」と、「家譜」に於いては如水の談話として記されているものである。⁽⁸⁾いまAの文章とそれをもとにしたと思われる「家譜」の部分とを比較すると、後者は前者の忠実かつ意をつくした翻譯であるということが出来る。ところが、B①と家譜の該当部分とを比較すると、かなりの意味上の出入りが目につく。

以上の点から、Bは、当時存在した如水の談話の筆記を改竄したB①に、B②を加えて成立した偽書という印象が得られる。次には、B②を中心に内容的な検討を加えたい。

(なお、本所架蔵の前掲「黒田家譜」は、文政七年の写本であり、これにBが附されていても右の考察には影響はない。また、影写本「黒田文書」には、a④が独立した文書として収められており、これには継目裏と目下に長政のものと思われる黒印が捺されている由であるが、これについては原本を見た上で考えたい。)

二

まず内容上の疑問を提示するために、B②から藩財政の収入の部を摘記すると、次の如くである。

- 一米六拾四万六千式百五俵壹斗四升三合 春免御所務高
- 一大豆八万七千六拾九俵四升八合 春免御所務大豆高
- 一米三千式百四拾三俵九升式合 御国中開田御所務高
- 一米壹万九千式俵九升壹合 種粃利米十五郡ヨリ上納
- 内
 - 一米三拾壹万六千式百五俵一斗四升三合 知行所務高之分
 - 一同壹万五千七拾俵余 独礼御扶持方米
 - 一同三万五千四俵余 御切米并俵取御蔵渡所務米
 - 一同三万九千八百三拾俵 無礼以下御扶持方米
 - 一同五万三千四百六拾式俵余 右同御切米

- 一同千式百三拾俵余 諸職人并町人扶持方米
- 一同千四百式拾俵余 江戸抱之者并門番給共

- 一米四拾五万九千三拾六俵余 御家中諸士所務并御扶持方其外米払之分引
- 殘テ式拾万八千八百拾六俵式斗式升六合 御蔵入
- 右代銀十ヶ年並直段壹俵ニ付十七匁宛

- 一銀三千五百四拾九貫七百拾三匁余 「右御米代」⁽¹⁹⁾
- 一大豆八万七千六拾九俵四升八合 右ニ有之御所務大豆也

- 内
 - 一同五万九千九百六拾壹俵 知行所務大豆引
 - 殘テ大豆三万五千五百八俵四升八合 御蔵入

- 一銀三百五拾壹貫八拾壹匁余 右大豆代
- 納銀
- 一同百五拾三貫四百三拾四匁 両市中諸上納・運上共^{○以下六}
- 一米三百九拾四貫七百八拾七匁式分
- 三口合銀四千式百「九」拾「五」貫五百八拾壹匁余

以上のように、この藩の収入は最終的には約四千三百貫弱の銀の形で表現されており、それは、米・大豆を一定の値段で換算することにより可能となっている。実際に計算してみると右の最終的集計にいたる過程では、約一%弱の計算違いが見られるが、これは筆写の際の誤まりとも考えられるし、また元来この期のこの種の史料でどの程度の正確さが要求されたかという問題もあり、いずれにしても、この面からこの史料を追求するのは、あまり生産的でないであろう。したがって、右の過程を形式の面から追求すると、まず前提として、史料上の数字が、慶長十七年から元和七年までの十年間の値(ならし)すなわち平均値である点が注目されなければならない。引用部分に於いても、米・大豆の銀への換算基準が、十年間の値である旨が注記されているが、この十年間平均が

米・大豆値段だけに限定されるものでないことは、「御定則」の最末尾に「右ハ慶長十七年ヨリ元和七酉年迄、十ヶ年積高口々吟味仕候処、相違無御座候、以上 元和八年戌三月 村上角左衛門 喜多村安衛門」と記されていることから明らかである。このことは、右の計算過程の基礎となっている、この藩の財政上の仕組みが、当該の十年間さして大きな変化を受けていないことを示すと考えられよう。

右を前提として、引用部分を見ると、形式の上では、米・大豆ともに、まず「御所務高」を確定し、それから知行・扶持分を控除したものが、藩庫への実収入となるという方式がとられている。例えば米の場合、種借利率を除くと約六五万俵が「御所務高」であり、四斗俵で二六万石、五斗俵で三二万五千石となる。この数字を、この藩の元和二年の判物高五十万二千余石と比較すると、五二%ないし六五%となり、常識的にいえば、この規模の石高に対する租率としては、普通か、やや高いかといったところであろう。すなわち、この六拾五万俵の「御所務高」は、当時井上周防一万六千石、母里太兵衛一万八千石、栗山大膳一万五千石といった大身の知行地をも含めた黒田家全所領からの年貢高と考えるのが妥当である。そして、この高が、「知行所務高」「俵取御藏渡所務高」と区別して「御所務高」と記されている点からみて、藩主の所務高を意味していることも、明らかである。大豆についても、同じことが言える。

してみれば「御定則」は、まず全所領から藩が年貢を収納し、その後祿ないし扶持などとして藩が米・大豆を家臣団に支給する制度を前提としており、その支給の過程を示すのが、「知行所務高之分」以下の七ヶ條であると言えるであろう。もちろん「知行所務高之分」「俵取御藏渡所務米」などの存在から、実は右のことは計算上の形式だけの問題であり、実際は地方知行であったのではないかという反論もあり得るであろう。しかしごく素直に読めばこの七ヶ條は、地方知行か蔵米知行かという現実の知行形態の相違に対する関心に基いて書かれているのではな

く、擬制的知行形態の差に対する家臣の格の差による関心に基いて書かれていることは明らかである。そうでなければ、同じく所務米であっても「知行」と「俵取御藏渡」が別項目に書き分けられている意味も、同じく扶持米でありながら「独礼」と「無礼」が書き分けられている意味が了解しがたいからである。したがって家臣団に支給する項目の「所務米」は、格を標示するだけのまったく形式的・擬制的なものであり、やはり「御定則」は全き蔵米知行制を前提としているのである。つまり、「御定則」を信用すれば、この藩では、慶長十七年から蔵米知行制をとっていたと考えざるを得ない。

地方知行から蔵米知行への移行は、岡山藩の承応二年、藤堂藩の寛文十年、諏訪藩の延宝三年など、一六五〇年以降の例が多く、鶴岡酒井藩の寛永元年⁽¹⁰⁾が、かけ難れて早い例であり、黒田藩の慶長十七年(おそくとも)はそれよりも十二年早いことになる。これが「御定則」の内容に関する疑問の第一である。

疑問の第二は、かりに同藩が慶長期から蔵米知行制を採用していたとしても、大げさに言えばその制度の思想的基盤が、この「御定則」が書かれたとされる元和八年の翌年八月の黒田長政の遺言に述べられている内容と矛盾するのではないか、という点である。

すでに指摘されているように、右のような知行形態の変更にあたって、しばしば強調されたのは、「給所にては地頭より催促つよく迷惑の由」⁽¹¹⁾「家中并國中其ニ下地ノつかれ故、此度きゝんニ取所なく罷成候へハ、今年より五六年も赤子ヲそたつる様ニ無之候てハ不成儀ニ候、左候ハ、今暮より蔵入・給所共ニ……免・納所・すくい・未進等、万事ノさくまい此方より申付候事」という撫民の思想であり、それは「当國ヲ我等ニ被仰付候ヲ、私ノ國と少も不存候、領分ノ下々百姓までニ飢人もなく、國豊ニ治候へとの奉行ニ被仰付と存候」⁽¹²⁾という思想とワンセットをなすものであった。すなわち、知行が軍功により与えられたものという考えに對して、土地と人民は民を治めるために將軍から預けられたもの

という観点を優越させることによって、地方知行の形骸化が強行されたのである。「御定則」¹⁴も、その後書きにおいて「子孫之輩、我等ガ志ヲ続テ掟ノ通堅ク相守、儉約ヲ勤我身ヲ慎ミ、仁徳ヲ万民ニ施シ、政道ヲ正シク家風ヲイサギヨクセバ、天下ノ人皆当家ノ仁徳ヲ聞伝ヘ……君主共ニ此旨ヲ能相守リ、越度ナキヤウニ万事ヲ執計ヒ、我ガ掟ニ背クベカラズ、又子孫ニ至リ、不義放逸ヲ専トシテ諫ヲ聞入ズ、自由ヲ働キ掟ヲ守ラズ、ミダリニ財宝ヲ費スモノアラバ、家老中申合セ、其者ヲ退ケ、子孫ノ内ヨリ人柄ヲ撰ビテ主君トシ、国家ヲ相統セシムベシ」と、後世の藩首脳に命じている。以上の文章は、「御定則」に示された藩財政運営方針の維持・遵守を前提にしており、その「御定則」は、一定の租率維持を前提とした年貢収入と、その家中への配分・家中への苦心銀・農民の救銀・備蓄銀への支出など、領国全体の再生産維持の構想として成立している。したがって、つまるところ「御定則」後書きは、子孫に撫民の責務を尽すべきことを求め、それに堪え得ないものは大名としての資格に欠けるものとしていることになるであろう。

これに対して、翌年に述べられたとされる長政の一連の遺書は、まったく異った思想に立脚している。すなわち、これらの遺言のうち大名として的心得を説いたものは、前記 a④と b⑤であるが、まず a④は先に要約したように、筑前一国は如水・長政が関ヶ原の軍功により与えられたものであるという考え方に基づいて書かれていることは、一読明らかである。b⑤には「国之仕置正シク身ヲ慎ミ候得バ、從公儀御トガメ可有様モナシ、関ヶ原ノ御奉公振リヲ仕置候得バトテ、身ノ覚悟悪敷、仕置不宜シテハ、御用捨ニテ国被下置候トテモ、国主トハ言難キ事」という一条があり、これだけを讀めば、軍功に対する国政・撫民の優位を b⑤は主張しているかのようである。しかし、右の条は、「弟共始家来民百姓マデ、我手足之様ニ不便スレバ、皆ナビキシタガヒテサイハイニモ付候、上下親マズ、余所ノ様ニナシ候得バ、案内知リノ敵ヲ養ヒ置同前ニ候……」という条を受け、さらにさして軍功をもたない子孫が如水・

長政二代の軍功の遺産を相続するからには「如水・我等之領国ヲ預リ候ト心得、武功有ル家来共ヲモソコナヒ不申、民百姓迄安堵ニ持チ可申事肝要ナリ、我モノト心得候ハ、功モノキ子孫共、必定天罰ヲ蒙リ可申事」と述べる条に続いており、したがって右にいう「国之仕置」とは軍陣に於いて一国の士民を己のサイハイ（采配）に付けるための平時の配慮を指していることは明白であろう。これは、例えば以下の池田光政の「被仰出覚」¹⁵などとは対蹠的な意識と言うべきではあるまいか。「上様ハ日本国中の人民を天より預リ被成候。国主ハ一国の人民を上様より預リ奉る……一国の民の安と不安とハ、一国の主人にかゝるべき事なれども、天下の民の一人も其所を得ざるハ上様御一人のせめなれば、此国民を困窮せしむるハ上様の御冥加をへらし奉る義なり……今時何事もあらハ御用ニ立んと乱の忠を心かけ候得は、余多有之ときに宜候得とも、上様御冥加へりて何事あらんにハ、忠を存候共益有間敷候」。

以上で、内容的にも A と B とは両立しがたいものであることを述べたが、そのような眼でさらに B②を検討すると、決定的な証拠として、次の事実を挙げることができる。

三

それは B②が採用している米価が、この期のものとしては高すぎるという事実である。すなわち B②は蔵入年貢高二〇万八千余俵を銀三千五百貫と換算しているが、その根拠は「十ヶ年並直段壹俵ニ付拾七匁」であった。秀村選三教授の御教示によれば、この当時の福岡藩の一俵は四斗入であった由であるが、大事をとっていま五斗俵として計算すると、この値段は、一石に付三四匁ということになる。これが当時のものとして妥当であるかどうかを見るために、次の表を作成した。このうちイは、広島藩「慶長十二末年以来大豆直段付」¹⁶からの数字で、元和五年以前については紀州の相場、以後は安芸・備後の相場と称するものである。これらの数字の決定機構は不明であるが、元和五年について「此年

銀上納之帖ハ無之ニ付相場相知不申候」と註
されているので、年貢銀納のための相場であ
ることには誤りない。

ロは「河州御勘定目録御書替写」(末吉文
書)から作成したもので、河内幕領に於ける
年貢米の五分一又は三分一銀納、及び下行米
の換算値段である。この数字に関しては、近

江の国奉行や伏見奉行として上方に於ける幕府農政に参与していた小堀
遠江(政一)の次のような書状がある。⁽¹⁸⁾

一当年三ヶ一銀、午之年ニ式匁さけ候て五畿内五拾め、江州・丹波四
拾八匁ニ可然と各被申候、三ヶ一銀ハ百姓之甘之ため被仰付候処、
相場ニ拾匁ほど違候て三ヶ一銀之直段たち候事如何可有之候哉と申
候へ共、各同心無之候、百姓迷惑可仕候(上下略)、

十一月廿七日

小堀権左衛門との

(上略)三ヶ一銀直段遅相極候間……然共最前ハ五十め之直段ニ相極
り候を、我等押置色々申候て惣場ニ五匁高ニ相極り候(下略)、

申ノ

正月二日

小堀権左衛門との

右の二通の書状で「午の年ニ式匁下げ候て五畿内五拾め」とあるの
は、表ロの寛永十九年(午)の五二匁と符合する。したがって、この二
通は寛永二十年十一月と翌正保元年(申)に書かれたものであり、合せ
て読むと、寛永二十年の銀納値段が相場の十匁高に一人決定したが、
それでは農民が迷惑するであろうという遠州の主張で五匁高に落着し
た、と解釈できよう。したがって、ロは実際の相場より一〜二割高い値
段と考えることができる。

年代	イ	ロ
元和 1	24	26.4
2	25	18.2
3	20	18.2
4	21	
5		26.3
6	25.5	26.4
7	27	
8	26.5	30
9	29	20.2
寛永 1	23.5	25
2	23	24
3	28.5	33
4	27	
5	21	25.3
6	23	
7	23.5	23.5
8	23.5	
9	32.5	
10	32.5	27.
11	30	33.
12	40.5	38.
13	62.5	
14	61	51
15	50	42
16	44	42
17	47	37.8
18	50	50
19	62	52
20	64	
正保 1	35	35
2	32	31.1

単位：匁(銀)

遠江
政(花押)

遠江
政(花押)

以上を含んだ上でイ・ロを見ると、寛永の末年までは、十年間の平均
が三十四匁を越えることはなかったことが明瞭である。もちろん、福岡
藩がどのような方法で蔵米を換銀していたかは、この時期については不
明である。また米質・季節による価格差の問題もあり得る。しかし、十
万石に及ぶ蔵米のかんりの部分を、五畿内相場よりはるかに高い値段で
換銀することが、藩にとって可能であったろうか。この点から、B②は
寛永末年以降の米価に基く偽作と断ぜざるを得ないのである。
以上、B①・B②ともに重大な疑点をもつことが明らかとなった。し
たがってBは偽作であり、「大日本史料」第十二編元和八年九月是月の
当該条は削除すべきであると思う。

註

- (1) 「博多と福岡」『九州経済史論集』第二巻。
- (2) 「近世大名の家訓」『歴史地理』八九一。
- (3) 「黒田長政遺言并定則」『日本教育文庫』家訓篇、「黒田長政遺言」(石
井紫郎編『近世武家思想』『日本思想大系』。なお写本については後者を参照さ
れたい。また本稿での引用はできるかぎり後者に拠ったが、必要な場合は「黒
田文書」所収本に拠って校訂した。
- (4) 「西木子紀事」『列侯深秘録』所収。
- (5) 『益軒全集』巻之五。
- (6) この凡例は活字本にはない。
- (7) 近藤典二「関ヶ原の役における黒田如水・長政の室」『歴史手帖』三一

三)。

- (8) 『益軒全集』卷之五、四四二頁以下。
 - (9) 「黒田家臣傳」(『益軒全集』卷之五)。
 - (10) 『鶴岡市史』二五八頁。
 - (11) 延宝三年諏訪藩に於いて蔵米知行制を採用したときの法令(金井圓『藩制成立期の研究』三七八頁)。
 - (12) 『池田光政日記』六一一頁。
 - (13) 同右五九九頁。
 - (14) 宮沢誠一「幕藩制イデオロギーの成立と構造」(『歴史学研究』一九七三年別冊特集号)。
 - (15) 『藩法集』1岡山藩上三三五頁。
 - (16) 『広島県史』近世史料編1。
 - (17) 本所架蔵フィルム。なおこの史料は佐々木潤之介『幕藩権力の基礎構造』において紹介、分析されている。
 - (18) 「佐治重賢氏所蔵文書」。
 - (19) 「」内は、「黒田文書」により補入。
- 附記 本稿は、所報昨年度号に投稿予定であったが、所報委員会の許可を得られなかったため、実際の執筆は一年延期したものである。なお執筆中に、すでに本年六月に九州大学の松下志朗氏が同じようなテーマで口頭報告をされた由を聞いたが、本稿は業務報告的性格のものであるので、敢えて掲載を中止しなかった。

(昭50・10・2)